

ガソリンや軽油などの容器詰替え、運搬及び貯蔵に関する Q&A

Q1 乗用車等で、容器に入れたガソリンを運搬することができますか？また運搬するときの注意点はありますか？

A1 できます。

自動車等でガソリンを容器に入れて運搬する場合は、消防法により22リットル以下の性能試験に適合した金属製容器、または一部のプラスチック容器に限られています。また運搬するときは容器の外部に「品名」及び「火気厳禁」と表示し、収納口を上向きにして転倒や転落しないよう積載してください。そのほか著しく摩擦、動揺を起こさないように運搬してください。

※消防法令の改正により令和6年3月1日から一部のプラスチック容器が専ら乗用の用に供する車両による運搬容器として認められることとなりました。

(令和5年9月19日付 消防危第249号)

(告示第68条の4第2項関係)

【新たに認められるプラスチック容器について】

- ① 容器に、国際海事機構が採択した危険物の運送に関する規定に適合していることが認められていることを示す表示(UN)及び容器記号(3H1)が記されていること。
- ② 最大容積が10リットル以内であること。
- ③ 危険物輸送に使用する場合は、容器の製造日から5年以内であること。



(ガソリン用プラスチック製運搬容器(UN 及び3H1)の例)

Q2 灯油用のポリエチレン容器でガソリンや軽油を運搬することはできますか？

A2 できません。また灯油用のポリエチレン容器には入れることもできません。ガソリンの運搬は、プラスチック容器の場合、最大10リットル以下となっております。また10リットル以下のプラスチック容器であっても、ガソリン用としての性能試験に適合したものでなければ、運搬容器として使用できません。

Q3 灯油用のポリエチレン容器に軽油を入れることはできますか？

A3 できません。

軽油用としての性能試験に合格したものでなければ使用できません。「試験確認済証」、「UNマーク」の添付された金属携行缶、そのほか西部消防局管内においては、軽油専用のポリエチレン容器（消防法適合品と明記されたもの）を推奨します。

Q4 セルフ式のガソリンスタンドで、自分でガソリンや軽油を容器に入れることはできますか？

A4 できません。

セルフ式のガソリンスタンドにおいて、利用客が自ら固定給油設備によりガソリンや軽油を容器に入れることはできません。

ガソリンや軽油を容器に入れたいときは、従業員に相談してください。ただし会社内の自社基準で入れることができないガソリンスタンドもあります。その時にはフルサービスのガソリンスタンドでお願いしてください。

Q5 ガソリンスタンドで携行缶にガソリンを入れる際に本人確認を求められましたがどうしてですか？

A5 令和2年に消防法令が改正され、ガソリンスタンドでガソリンを携行缶に入れて販売する場合は、「顧客の本人確認」、「使用目的の確認」、「販売記録の作成」を行うこととなりました。

Q6 ガソリンスタンドで、灯油を入れるときの注意点はありますか？

A6 車両の荷台等に容器を置いたまま危険物を入れることは危険です。必ず容器を車両から降ろして、詰替え場所として指定してある場所に入れてください。

Q7 ガソリンスタンドで車両の荷台に積載され、又は車両により牽引された自動車等に給油することはできますか？

A7 できます。しかしセルフスタンドにおいて、利用客が自ら給油することはできません。また、積載された自動車等の転倒防止及び動揺の防止並びに静電気対策について留意する必要があります。

そのほか燃料タンクに危険物がある状態の自動車等を輸送することについては、危険物の運搬には当たらないとされています。

※「自動車等」には、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当します。



Q8 一般家庭でガソリン、灯油等を保管するときの注意点はありますか？

A8 危険物を保管する場合は、消防法や火災予防条例による規制があります。また一定量以上の危険物を保管する場合は、安全を確保するための手続き(許可・届出)が必要となります。詳しくは、最寄りの消防署にご相談ください。

※1 ガソリンや灯油等は、火災発生の危険性が極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、大量に保管することは、極力控えていただくをお願いします。

※2 消防法で定められた危険物は、その危険性や性質により、それぞれ指定数量が定められており、この数量が危険物規制を受ける基準となっております。また貯蔵及び取扱量が、指定数量の5分の1又は指定数量を境に、それぞれ受ける規制が変わります。

・「指定数量以上」 → 危険物許可施設(消防法で規制)

・「指定数量の5分の1以上指定数量未満」

→ 少量危険物貯蔵取扱所(市町村条例で規制)

・「指定数量の5分の1未満」

→ 市町村条例で、貯蔵取扱の遵守事項が定められています。